



紛争解決制度としての仲裁の機能向上とインタラクティヴ 仲裁規則2019—仲裁廷の心証開示を中心として

伊 藤 真*



1. はじめに—仲裁の紛争解決機能の特質

現代における民事紛争解決手続は多様であり、それぞれの特徴を持っている。大別すれば、裁判手続と裁判外手続（A D R）に分けることができ、裁判手続を代表するのが訴訟、裁判外手続を代表するのが仲裁といえる。いずれの場合であっても、手続を開始するのは、紛争の当事者であり、当事者としては、紛争の解決を訴訟に求めるか、それとも仲裁に委ねるかの選択権行使することができる。制度設営者の側からみれば、このことは、訴訟と仲裁とが競合関係に立ち、紛争解決機能の比較においていざれが優れていると認識されるかが重要であることを意味する。

従来から、訴訟は公権的であり、仲裁は任意的または自主的な紛争解決方法であるといわれてきたが⁽¹⁾、紛争解決機能に即して、より詳細に分説すれば、次のようにいいうことができる。

第1に、訴訟の結果たる判決は、それが債務名義として強制執行の基本となるという意味で強行性を持つが（民事執行法22条1・2号）、仲裁判断についても、執行決定（仲裁法45条1項）という手続は介在するものの、債務名義として認められており（民事執行法22条6号の2）、この点において本質的に変わることはない。

第2に、訴訟は、応訴強制、すなわち応訴の意

思の有無にかかわらず被告は訴訟手続に組み込まれ、判決の名宛人になるのに対し⁽²⁾、仲裁は、両当事者による仲裁合意（仲裁法2条1項）の存在が前提とされており、応訴強制は働かない。もっとも、国際裁判管轄の問題に象徴されるように、応訴強制といつても、それは一国の裁判権に服する限りであり、国際商事紛争などの場合には、その機能は限られている。

第3に、手続の進行に関する規律についてみれば、訴訟においては、当事者対等の原則が妥当し、両当事者の主張と立証にもとづいて中立的機関である裁判所が判断を下し、また、その過程において和解による解決を試みる。仲裁においても、当事者平等原則（仲裁法25条1項）の下で両当事者に主張と立証の機会が保障され（同2項）⁽³⁾、判断機関たる仲裁廷を構成する仲裁人についても、忌避の手続が用意され（仲裁法19条）、その中立性が担保されている⁽⁴⁾。

第4に、判断についての不服申立てについてみると、訴訟の場合には、第1審判決に対する控訴、上告という上訴の機会が開かれており、結果として、紛争解決に至るまでの時間と費用を増大させる要因となる。これに対して、仲裁の場合には、仲裁判断取消しの申立ての機会こそあるものの（仲裁法44条）、その事由は、限定的なものであり、判決に対する再審に類するものといわれる⁽⁵⁾。

したがって、事実認定や法律判断の当否に関する限り、仲裁廷の判断は、最終的かつ確定的なも

* いとう まこと
東京大学名誉教授

のであり、それが仲裁による紛争解決の実効性や迅速性を担保する基礎となっている。しかし、不服申立ての機会が制限されているという仲裁手続の特徴は、当事者が仲裁による紛争解決を選択することをためらわせる要因ともなりうる。いいかえれば、当事者が仲裁を選択することを促すためには、そのためらいを打ち消すだけの手続に対する信頼が確保されていなければならぬといえよう。

第5に、裁判所は、多数の手持ち事件を同時並行的に審理しなければならず、そのことが、次に述べる計画的審理をためらわせたり、争点を整理しないままの和解勧試につながっているとの指摘もある。これと比較すると、アドホック仲裁はもちろん、機関仲裁の場合でも、一つの仲裁廷が多数の事件を並行して審理するという状況にはないために、計画的審理や心証開示にもとづいた対話による争点整理の条件がより満たされやすいといふことができる。

2. 爭点整理の意義

適正かつ迅速な紛争解決手続の進行にとって要諦となるのは、争点整理、すなわち、審理を主宰する主体である裁判所や仲裁廷が、両当事者の主張を整理し、対立する主張のうち、証拠に支えられない主張の撤回を促し、双方が相当の根拠を持つ主張について適時の証拠の提出を求める作業である⁽⁶⁾。

適切な争点整理がなされないままに審理を進行させれば、手続は遷延し、結局は、手続に対する信頼そのものをあやうくするおそれがある⁽⁷⁾。特に、仲裁のように手続の選択が当事者に委ねられている場合には、適切な争点整理にもとづく和解勧告や仲裁判断がなされることは、手続の利用そのものに対する萎縮効果を生じさせかねない。

金融法務事情2104号96頁スピノフ欄（2018年）に、「「対話」のない紛争解決機関」なる随想が掲載されており、裁判所や金融ADRにおける和解勧試に関し、当事者の主張を聞き、それに対する評価を示すことなく和解を勧める傾向に対する不信感が記されている。もちろん、二、三の挿話にも

とづくものであり、これを一般化することはできないが、結果の有利不利にかかわらず、手続に対する信頼感を維持するためには、和解を勧める上でも、また判断を下す上でも、紛争解決機関と当事者との対話を通じて争点を整理し、手續を進めることが重要であることを示唆するものである。

3. 計画的審理の重要性

インタラクティヴ仲裁規則43条1項および2項は、仲裁判断までの期間および審理予定表の作成を規定する⁽⁸⁾。当事者にとっての不安または不満の最大原因は、手続の進行についての予測が立たないことであり、そのことは、民事訴訟手続においても認識されており、民事訴訟法147条の3にもとづく審理計画が策定されることこそ稀であるものの、147条の2の趣旨に即した緩やかな計画が、裁判所と当事者との間の協議にもとづいて策定されることが通例であるといわれる⁽⁹⁾。

しかし、緩やかなあまり、担当裁判官の個性に委ねられる部分が多くなりすぎるという批判もある。これと比較すると、努力義務とはいえ、仲裁廷の成立の日から7.5カ月以内に仲裁判断をするよう努めること、および当事者と協議の上で審理予定表を策定し、または変更し、それに沿って主張および証拠の提出を行うことは、手続の予測可能性を高め、当事者の信頼を確保する上で、積極的に評価すべきである。

4. 対話にもとづく争点整理

インタラクティヴ仲裁規則（以下、単に「規則」という）にもとづく手続の特徴として、仲裁廷と当事者の2段階の対話、および2段階目の対話の中で仲裁廷の心証開示を義務付けることがあげられる⁽¹⁰⁾。インタラクティヴという名称が表すように、これは、仲裁手続の中核をなす部分といってよい。民事訴訟の運営改善をめぐる近時の論議の中で口頭議論の重要性や裁判所の心証開示の役割が話題となることと比較しながら、対話と心証開示という2つの特徴を検討してみたい。

筆者は、かつて、現行民事訴訟法の制定過程において、争点整理に求められる基本的考え方とし

て、①争点整理は、受訴裁判所の構成員たる裁判官が主導権を保持しながら、当事者（代理人）と協働して、非公開の手続において行うべきこと、②初期の段階で、事実および証拠の提示を求めるべきこと、③書面を基本としつつ、口頭による応答で細部を明らかにしたり、主張の補充や訂正を行わせるべきこと、④提示された事実や証拠に対する裁判所の評価を示すべきこと（心証開示）、⑤争点整理手続の終了にともなう失権効を設けるべきこと、⑥争点を特定した上で、裁判所の監督の下に証拠開示手続を導入すべきことなどを提言したが⁽¹¹⁾、規則の基本的考え方は、仲裁廷の主導にもとづく審理手続の進行（規則40条1項）、時機に後れた主張および証拠申出の却下（規則41条）、主張書面および証拠の早期提出（規則44条1項）などの規律とともに、実効的な争点整理と迅速な仲裁判断または和解の成立に向けた姿勢を示したものと評価できる。

（1）争点形成段階での対話の重要性

規則48条1項は、手続のできるだけ早い段階で主張整理を行い、それにもとづく事実上および法律上の争点を書面によって当事者に提示すべきことに加え、期限を定めて意見を述べる機会を当事者に与えることを仲裁廷に義務付けている。

民事訴訟においては、十分な争点整理を行わないままに手続を進行させる形態は、しばしば漂流型審理などと揶揄されるが、その原因は、主張や証拠の提出が早期になされないために裁判所が紛争の全貌を把握しきれないままに審理を進め、争点が固まらずに漂流し、準備書面の交換の場としての期日が繰り返されることにある。これを防ぐために、両当事者と協議の上で裁判所が争点整理案を作成し、それにもとづいて審理を進めるなどの実務運用が試みられているが、必ずしもすべての事件において実施されているわけではない。その主たる原因が裁判所にあるのか、代理人弁護士にあるのかはともかく、現在の民事訴訟の運営に問題を生じていることは疑いがない⁽¹²⁾。

（ア）争点整理案の提示の義務化

規則48条1項にもとづく仲裁廷の義務は、上記の争点整理案の提示を内容とするものであり、早

期の段階で手続主宰主体である仲裁廷にそれを義務付けたところに特色がある。加えて、整理案に対する当事者の意見を求め（規則48条2項）、その意見にもとづいて争点整理案の修正を定めていること（同3項）が注目される。なぜならば、民事訴訟における争点整理案に対する危惧の一つとして、それによって争点が固定され、新たな事実に関する主張や証拠の提出が許されなくなるといわれるからである。もっとも、実務運用としては、合理的理由が示されれば、争点整理案の修正が柔軟に行われていると思われるが、規則48条では、それが規範化された意義がある。

（イ）口頭議論の必要性はあるか

ただし、規則48条は、仲裁廷による争点整理案の提示も、それに対する意見陳述も書面で行うことを予定している（同1・2項）。これに対して近時の民事訴訟運営に関する議論においては、争点整理における口頭議論の必要性が説かれ、争点整理の実効性を高めるために口頭議論の必要性が強調されている。ここでいう口頭議論とは、双方から提出されている準備書面の内容について、裁判所や相手方からの質問に答える形で、その趣旨を明らかにしたり、補充したりすることなどを意味する。もちろん、それを書面で行うことも可能であるが、書面は次回期日または次々回期日までに提出されることとなり、争点整理の遷延を招く結果になるといわれる⁽¹³⁾。

ただし、口頭議論は、書面の場合と比較すると、その正確性において劣り、また、内容を十分検討しないままに発言がなされるおそれがあることから、後に発言を撤回したり、内容を変更したりできる可能性を認めないと、積極的な発言がなされないと指摘もあり、ノン・コミットメント・ルールなる提案がされている⁽¹⁴⁾。争点整理の場面での口頭の発言内容を発言した当事者（代理人）に不利な心証形成の根拠とすべきではない、相手方当事者によってその発言内容を不利益に援用されることもないというのが、このルールの内容である。

争点整理の確実性の視点から、ノン・コミットメント・ルールを採用することに対する疑問も呈されているが⁽¹⁵⁾、自らの主張の基礎が固まりきっ

ていない場合や、相手方の主張に対する評価が確定できないようなときには、留保つきの発言を認めないと、結局、「次回までに書面で」という対応にならざるをえず、口頭議論を活性化させ、争点整理の実をあげようとするのであれば、争点整理手続の運営指針としてのノン・コミットメント・ルールは有益なものと考える⁽¹⁶⁾。

検討すべきは、書面の交換を通して進められる仲裁手続の争点整理において、口頭議論を取り入れる必要性があるかどうかであるが、規則43条は、審理予定表作成のためではあるが、準備会合、テレビ会議、電話会議などを予定しており、口頭議論によって書面の交換による争点整理の実効性を高めることを排除すべき理由はないと考えられる。また、その際には、実務運用として、先に述べたノン・コミットメント・ルールを参考にして、口頭議論の活性化を促すべきであろう。

5. 心証開示の果たす役割

インタラクティヴ仲裁を支える他方の柱は、仲裁廷による暫定的な心証開示である。規則56条1項が、仲裁判断にとって重要と考える事実上および法律上の争点について暫定的な考え方を書面により提示しなければならないと定めるのが、それにある。

民事訴訟においても、心証開示の時期や態様については、かねてから議論があり、伝統的には、むしろ消極的な考え方方が主流であったように思われる。その理由としてはいくつかのことが考えられるが、第1は、民事裁判の哲学ともいいくべきものであり、当事者を含めた外部に裁判所の判断を表明するのは、判決を通じてのみであり、それ以前に心証を開示することは、裁判官の職責に反するという考え方である。伝統的な裁判官像には、明示的か黙示的かの差異こそあれ、こうした姿勢を感じ取ることができる⁽¹⁷⁾。

第2は、より実際的な理由であり、心証開示をすることが、かえって円滑な審理の進行の妨げになるという懸念である。具体的には、裁判所の側に立てば、いったん開示した心証に自縛自縛となり、その後の心証の変化に対応しにくい、当事者、

特に自らに不利な心証を開示された当事者については、裁判所に対して反発し、忌避の申立てをするとか、撤回を促された主張に固執するなどの態度をとるなど、心証開示にともなう弊害の指摘がある。

しかし、第1の理由について考えると、当事者との協働の下に争点整理を進め、真の争点について適正かつ迅速な判断を形成することによって、和解を促し、和解が成立しないときには判決を言い渡すという、現代の民事司法の役割に思いを致せば、根拠を明らかにしないままに和解を勧めるとか、「ポーカーフェイス」のままに判決を言い渡すとかは、かえって裁判所に対する反発を招く原因となり、上訴を誘発するなど、司法への信頼を危うくしかねない。

第2の理由について考えても、開示する心証は、その段階での当事者の主張と立証を前提とした暫定的なものであり、合理的根拠が示されれば変化することは当然であり、自縛自縛になるべき理由はない。また、不利な心証を示された当事者が反発することは、心証開示の形態によることが多く、その点に注意を払うことによって解決できる問題である⁽¹⁸⁾。

民事訴訟に関する以上の状況から見ると、規則56条1項が仲裁廷の心証開示を規範化し、それに対する当事者の意見陳述の機会を保障していることは、争点整理、和解の勧試、仲裁判断の適正かつ迅速な進行を支えるものとして、積極的な評価を与えられる。また、同条5項が心証開示の暫定性を明らかにしていることは、当然のこととはいえ、心証開示の趣旨をあらかじめ当事者に理解させる意義があろう。さらに、同条6項が、心証開示を理由として仲裁人の忌避を申し立てることはできないと規定することも、心証開示をためらわせる要因を除去するための規律として理解できる。

6. おわりに

涉外的要素を含む事件においては、各国裁判権の壁があり、国際仲裁が果たすべき役割は限りなく大きい。それでもかかわらず、わが国において行われる国際仲裁は、各国と比較すると、劣位に

甘んじてきたといわれる⁽¹⁹⁾。その原因としては、様々なことが考えられるが、手続の透明性と合理性とを高め、結果の有利・不利を問わず当事者の信頼を獲得することが、国際仲裁の利用を促進する原動力となる。計画的審理、対話にともづく争点整理、心証開示などの規律を内容とする仲裁規則の施行は、わが国の国際仲裁に新時代を拓くものとなろう。

[注]

- (1) 小山昇・仲裁法〔新版〕2頁（1983年）、小島武司＝猪俣孝史・仲裁法5頁（2014年）参照。
- (2) 伊藤眞・民事訴訟法〔第6版〕7頁（2018年）参照。
- (3) インタラクティヴ仲裁規則40条2項は、より具体的に当事者平等の原則を規定する。商事仲裁規則40条2項も同様である。
- (4) インタラクティヴ仲裁規則24条および34条は、より具体的に仲裁人の公正・独立および忌避に関する規律を定める。商事仲裁規則24条および34条も同様である。また、忌避事由に関する仲裁人の開示義務についても、厳格に解される傾向にある。最決平成29年12月12日民集71巻10号2106頁参照。
- (5) 小島＝猪俣・前掲（注1）471頁、小島武司・高桑昭編・注釈と論点 仲裁法243頁〔谷口安平〕（2007年）参照。
- (6) 伊藤・前掲（注2）283頁参照。
- (7) 伊藤眞「争点整理手続の過去、現在、未来—民事訴訟に対する市民と企業の信頼を支えるもの」判タ1455号34頁（2019年）参照。
- (8) 商事仲裁規則43条もほぼ同旨の規定である。
- (9) 菅野雅之「民事訴訟の促進と審理の充実」田原睦夫先生古稀・最高裁判事退官記念論文集（下）（2013年）（以下、田原古稀とする）991頁、伊藤眞ほか「これから民事訴訟法・民事訴訟法学に期待すること」論究ジュリスト24号88頁（2018年）における秋山幹男、福田剛久発言。
- (10) 道垣内正人「日本商事仲裁協会（JCAA）の新しい動き—3つの新仲裁規則野施行等」NBL1141号9～11頁（2019年）、同「日本商事仲裁協会（JCAA）の新しい仲裁規則における若干の規定について」仲裁とADR14号14、16頁（2019年）。
- (11) 伊藤眞「民事訴訟における争点整理手続」法曹時報43巻9号1頁（1991年）。
- (12) 大坪和敏「弁護士からみた審理の充実と促進」論究ジュリスト24号20頁以下（2018年）参照。
- (13) 争点整理の初期段階、中盤、終盤のそれぞれにおける口頭議論の意義と態様については、谷口安史ほか「争点整理手続における口頭議論の活性化について（1）」判タ1436号8頁（2017年）、河合芳光ほか「争点整理手続における口頭議論の活性化について（3）」判タ1438号6頁（2017年）参照。
- (14) 永島賢也・争点整理と要件事実183頁（2017年）参照。
- (15) 大坪・前掲（注12）25頁参照。
- (16) 古谷恭一郎ほか「争点整理の現状と課題—大阪発より充実した審理を目指してー」判タ1412号82頁（2015年）参照。また、このルールを前提とした口頭議論の到達点の確認については、名古屋地方裁判所民事部プラクティス委員会第二分科会「名古屋地裁管内における争点整理の実情に関するアンケート結果と今後の課題—より適正・迅速な争点整理の実現を目指してー」判タ1449号24頁（2018年）、河合芳光ほか・前掲（注13）9頁参照。
- (17) 「和解判事となるなかれ」というかつての戒めの背後には、こうした姿勢を看取することができる。草野芳郎「和解は未来を創る」草野芳郎先生古稀記念・和解は未来を創る5頁（2018年）参照。
- (18) 逆に、裁判所が心証開示を行っていると認識しているのに対し、当事者がそのように受け止めていないというズレが指摘されており、適切、かつ、円滑な心証開示の方法については、いっそうの工夫が求められる。古谷ほか・前掲（注16）81頁、矢尾涉「争点整理のため的心証開示について」民訴雑誌62号161頁（2016年）、名古屋地方裁判所民事部プラクティス委員会第二分科会・前掲（注15）11、17頁参照。
- (19) 道垣内・前掲NBL1141号（注10）4頁。

